

第7日

平成29年12月11日（月）

午前10時9分開議

○議長（中島秀樹君） 皆様、おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

これより議案等の質疑を行います。質疑は、申し合わせにより同一議題について、1人3回までとなっております。御了承願います。

まず、報告の質疑を行います。

それでは、報告第18号専決処分の報告について（工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第19号専決処分の報告について（工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければこれもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第20号専決処分の報告について（交通事故による損害賠償について）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければこれもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第21号専決処分の報告について（交通事故による損害賠償について）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければこれもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって報告の質疑を終了いたします。

次に、議案等の質疑を行います。

それでは、第85号議案専決処分について（平成29年度朝倉市一般会計補正予算（第4号）について）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければこれもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第86号議案平成29年度朝倉市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければこれをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第87号議案平成29年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければこれをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第88号議案平成29年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければこれをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第89号議案朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありますか。5番鹿毛哲也議員。

○5番（鹿毛哲也君） 89号議案について、朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、国家公務員の給与改定方針に準じて給与改定を行うものというふうになっておりますけれども、朝倉市は今回の災害で非常に莫大な予算が必要な中で決断をされたと思いますが、そのあたりの経緯について市長にお尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） まず、今回の人事院勧告に伴います市職員の給与改定についてでございます。

そのこのこれまでの考え方につきまして説明をさせていただきます。私からまず説明をいたします。

まず、人事院勧告に準じた取り扱いにつきましては、公務員と民間の間で格差があるということでございますので、人事院勧告がなされたところでございます。その取り扱いについて人事院勧告がなされ、市といたしましてもその勧告に準ずると。これまでの取り扱いを、従前の取り扱いを行ったというものでございます。

基本的には、そういう取り扱いでこれまでやってきたということでございます。基本的な考え方につきましては、従来の考え方を行ったということでございます。今回の災害等の関係でございますが、十分に議論なり、内部検討を行いまして行ったものでございます。

考え方といたしましては、職員につきまして災害当初から休日返上、それから夜まで対応しているところでございますが、そういう職員の士気を低下させないといったことにつきまして議論を重ねておったわけでございます。そういうことから提案をさせていただいたものでございます。

○議長（中島秀樹君） 市長。

○市長（森田俊介君） ただいま総務部長が説明したとおりであります。

○議長（中島秀樹君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければこれをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第90号議案朝倉市学童保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければこれをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第91号議案朝倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければこれをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第92号議案朝倉市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければこれをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第93号議案朝倉市農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定についてを議題とします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければこれをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第94号議案指定管理者の指定についての議決内容の一部変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければこれをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第95号議案指定管理者の指定について（川の駅原鶴）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければこれをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第96号議案指定管理者の指定について（たかき清流館）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければこれをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第3号道路整備に必要な予算確保に関する意見書の提出についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければこれをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって議案等の質疑を終了いたします。

これより議案等の委員会付託を行います。付託区分については、お手元に配付の付託表

のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第85号議案及び第86号議案については、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思ひます。

また、意見書案第3号については、会議規則第35条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたします。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時18分休憩

---

午前11時5分再開

○議長(中島秀樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、12月8日の富田栄一議員の一般質問において不穏当と認められる発言がありましたので、地方自治法第129条第1項に基づき、議長において発言の取り消しを命じます。富田議員、いかがですか。13番富田栄一議員。

○13番(富田栄一君) 13番です。言葉の中で、議会の言葉は重いと申しました。よって、私の発言について取り消しはいたしません。議会のほうでよろしく願ひいたします。

(「議長、動議」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 11番柴山恭子議員。

○11番(柴山恭子君) ただいまの富田議員の行為は地方自治法第129条第1項において、議長の秩序保持権に反するものと思われまますので、懲罰の動議を提出いたします。

○議長(中島秀樹君) ただいまの動議について、賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中島秀樹君) 賛成8名であり、所定の賛成者がありますので、この動議は成立いたしました。懲罰の動議は会議規則第104条第1項の規定により文書による提出が必要となりますので提出を求めます。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前11時8分休憩

---

午前11時32分再開

○議長(中島秀樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お手元に配付のとおり、柴山恭子議員ほか3名から地方自治法第135条第2項の規定により、富田栄一議員に対する懲罰の動議が提出されました。

それでは、この動議を日程に追加し、直ちに議題とすることについて採決をいたします。この採決は、起立採決により行ひます。繰り返します。この動議を日程に追加し、直ちに

議題とすることについて採決をいたします。この採決は、起立採決により行います。

済みません。訂正いたします。柴山恭子議員ほか2名から地方自治法第135条第2項の規定により動議が提出されました。済みません。3名を2名に訂正させていただきます。

では、採決をいたします。この動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中島秀樹君) 起立多数です。よって、この動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

それでは、富田栄一議員に対する懲罰の動議を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により富田栄一議員の退席を求めます。

(13番富田栄一君退席)

○議長(中島秀樹君) 富田栄一議員に対する懲罰の動議について、提出者代表の説明を求めます。11番柴山恭子議員。

(11番柴山恭子君登壇)

○11番(柴山恭子君) 富田栄一議員に対する懲罰の動議について、提出者を代表いたしまして理由を御説明申し上げたいと思います。

議長から富田議員の一般質問における不穏当発言の取り消し命令に対し、富田議員がそれを拒否した行為は地方自治法第129条第1項の議場の秩序維持による発言の取り消しの命令に反するものであり、かつ朝倉市議会の規律と品位を傷つけるものであるため、富田議員に懲罰を科すものとし、富田栄一議員に対する懲罰の動議を提出いたします。

以上、提出者代表の説明といたします。どうぞよろしく御協議お願いいたします。

(11番柴山恭子君降壇)

○議長(中島秀樹君) 富田栄一議員から一身上の弁明はしないとの申し出がありました。動議考案のため、暫時休憩いたします。

午前11時37分休憩

午前11時38分再開

○議長(中島秀樹君) 会議を再開いたします。

これより質疑を行います。質疑は申し合わせにより同一議題について3回までとなっております。御了承願います。それでは、富田栄一議員に対する懲罰の動議を議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければこれをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。懲罰の議決については、会議規則第105条の規定により委員会への付託を省略することができないこととなっております。本件については、委員会条例第

6条の規定により8人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。本件については8人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により2番、小島清人議員、3番、佐々木明子議員、4番、重松一英議員、5番、鹿毛哲也議員、6番、半田雄三議員、7番、堀尾俊浩議員、12番、大庭きみ子議員、14番、村上百合子議員、以上の8名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました8名の皆さんを懲罰特別委員会委員に選任することに決しました。

ここで、富田栄一議員の着席を許可いたします。

(13番富田栄一君着席)

○議長(中島秀樹君) 懲罰の動議の訂正をさせていただきます。お手元の配付をいたしました柴山議員ほか3名から2名というふうに私先ほど訂正をさせていただいたんですが、柴山議員ほか3名に再度訂正をさせていただきたいと思います。大変申しわけございません。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は19日午前10時から行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時42分散会